

大阪府石油コンビナート特別防災区域 津波避難計画

〔 特別防災区域内に立地する事業所 のための津波避難計画作成指針 の概要 〕

東日本大震災を教訓として、平成 24 年 3 月に改定した「大阪府石油コンビナート等防災計画」に基づき、特別防災区域に立地する各事業者が作成する津波避難計画の基本指針として、本計画を全面改正する。

改正の方針

- 暫定的に津波の高さを従前の 2 倍と想定し、大阪府内全て（4 か所）の石油コンビナート地区において津波による浸水被害が発生するという想定に基づき
 - ① 従業員等の人命の安全を図るため、予め安全な避難場所等を確保する。
 - ② 石油コンビナート特有の被害の軽減を図り二次災害を防止するため、施設の緊急停止措置や設備・機器類の点検・改修方策を検討する。
- 今後、中央防災会議の被害想定や、大阪府が平成 24 年度に実施する「危険物施設等の被災による影響調査」の結果等を踏まえて、順次必要な改訂を行う。

主な内容

(1) 津波想定改正に伴う浸水地区の拡大（第 2 章第 1 節）

- ・各地区の浸水予測

	<改定前>		<改定後>
・堺泉北臨海地区	1.2m	→	4.2m
・大阪北港地区	(浸水なし)	→	5.6m
・関西国際空港地区	(浸水なし)	→	1.3m
・岬地区	(浸水なし)	→	0.4m

(2) 避難方法の原則（第 3 章第 1 節）

- ・浸水区域外に避難できない従業員や外来者及び緊急停止要員の避難のため、各事業所は自社内に一時避難場所を確保する、または近隣の事業所間で協定を締結するなど、避難場所設定の優先順位を示した
また、危険物等を取り扱う事業所に対する二次災害防止のための緊急停止措置等の対策について記載した

(3) 特別防災区域別の津波避難計画（第 4 章）

- ・対象となる 4 地区それぞれについて、津波の高さの想定や避難方法の原則に基づき、地区の概要、津波の高さ想定の変更に伴う影響範囲、避難人口と収容可能人口、地区の津波避難計画、自社内一時避難所等の状況を、可能な限り最新のデータを用いて解析し記載した

- ・各地区の避難対象人数と避難場所不足人数（津波の高さを従前の2倍に想定）

地区	避難対象人数	地区内での避難可能人数		避難場所 不足人数
		自社内に避難可能	他社に提供可能	
堺泉北臨海	約 29,700	約 12,100	約 29,600	約 21,000※
大阪北港	約 25,600	約 7,700	約 400	約 17,500
関西国際空港	約 14,000	約 60,000		0
岬	13	13 以上		0

※堺泉北臨海地区は、ブロックごとの避難可能人数に偏りが大きく、不足人数が多くなっている

- ・堺泉北臨海地区および大阪北港地区において一時避難場所の設定ができていない事業所は、今後も次に示す優先順位により確保に取り組む

一時避難場所の設定にあたっての優先順位

- ① 自社内の安全な建物（自社内一時避難所）
- ② 近隣事業所との避難協定締結による安全な建物
- ③ 市町村が指定している津波避難ビル等
- ④ 高架道路施設や鉄道の高架駅舎等

(4) 津波避難計画に記載すべき項目例（第3章第4節、参考資料）

- ・各事業所に対する津波避難計画作成支援として、避難に関する項目と併せて、危険物等を取り扱う事業所の二次災害防止に関する緊急停止措置や設備・機器類の点検・改修方策等を、ソフト面とハード面に分けて具体的に項目例として提示した
さらに巻末に参考資料として、計画の記載例や簡略版としてのチェックリストを示した

(5) 情報伝達方法の充実（第5章第3節）

- ・津波による浸水区域や被害の拡大に備え、事業所間もしくは事業所から防災機関への情報発信が重要となってくるための相互に情報交換が可能な通信方式の導入や、停電時にも利用できる携帯端末を用いた情報入手方法の多重化について記載した

(6) 今後の課題（第6章）

- ・新たな被害想定などの知見に基づく本計画の見直しや、施設整備に関する関係法令の改正に基づく事業所への周知・指導の徹底、事業所による一時避難所の十分な確保など、今後、大阪府や事業所が取り組むべき課題を整理した